

訪問介護事業と高齢者事業団 4月から社会福祉協議会に

訪問介護事業

行政改革の一環として、町で運営していた訪問介護事業所を3月末をもって廃止し、その役割を受け継ぐ訪問介護事業所が4月1日付けで弟子屈町社会福祉協議会に新設されることになりました。

訪問介護事業は、介護が必要と認定された高齢者や障がい者などに対し、各種制度に基づいてホームヘルパーがご家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助を行う身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。

これまで町直営で運営してきた弟子屈町指定訪問介護事業所の事業内容は、そのまま社会福祉協議会に受け継がれ、事務所は福祉センター内に開設されることとなります。

高齢化が進む中、今後の要介護者の需要増を見越し、かねてから開設を要請していた居宅介護支援事業所が、8月から既に事業を開始しており、新たに開設される訪問介護事業所とともに町内福祉業務の一端を担うこととなります。



※居宅介護支援事業所…北海道の認定を受けた介護支援専門員(ケアマネージャー)が所属する事業所。介護保険法により要介護認定を受けた在宅の方の日常生活で必要とするサービスを決め、介護計画(ケアプラン)を作成するほか、生活相談の窓口となる。

※訪問介護事業所…障害程度区分認定や要介護認定などを受けた方のご自宅を訪問し、ケアマネージャーなどが作成したケアプランに基づいて身体の介助や家事の援助などを行う事業所。北海道の指定を受けサービスを提供する。

『高齢者事業団』が『高齢者就労センター』へ

弟子屈町高齢者事業団(石橋和美理事長)は平成2年に設立されました。

北海道からの補助金が平成20年に廃止となってから、存続について町へ要請があり、社会福祉協議会を含めて協議を重ねてきました。その結果、4月1日から同事業団の事業内容をそのまま社会福祉協議会に引き継ぐことになりました。

事務所はこれまでどおり福祉センター内に置きます。名称は『高齢者就労センター(仮称)』に変更となり、社会福祉協議会の組織の1つとなります。



問い合わせ先/役場保健福祉課 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

広報てしかがが入選

第58回北海道広報コンクール



平成23年に発行された広報紙を対象とした第58回北海道広報コンクール(広報広聴技術研究会実行委員会主催)が行われ「広報てしかがが」が「広報紙(町村の部)」で入選しました。

コンクールは、道内自治体や関係団体が発行した広報紙を対象に、優秀な作品を選定、奨励することで、広報技術の向上につなげることを目的に毎年行われています。入選したのは平成23年12月号で、皆さんにご協力いただいた広報紙に関するアンケート結果を特集したものの入選は4年連続です。

入選は、取材などに快く協力して下さった皆さんのおかげです。これからも親しみやすく、役に立つ広報を目指していきます。

☎問い合わせ先/役場企画財政課企画係 ☎482-2913(課直通)まで。

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)から**10.12%**(現行9.60%)に変わります。

協会けんぽの財政は、高齢化による医療費の増加と、現下の経済状況を反映して、保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいることなどから、大変厳しい状況となっています。

厳しい経済状況の中ではありますが、医療・健康・生活を支えるため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。北海道支部までお問い合わせください。

☐問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部 ☎ 0 1 1 - 7 2 6 - 0 3 5 2

全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



例)標準報酬月額26万円の方の場合、月676円負担増。(雇用者と労働者折半後)

4月から

外来診療における窓口での支払いが 自己負担限度額までとなります

医療費の支払いが高額になった方の負担軽減のために、外来診療における医療費の支払いを自己負担限度額までにすることになりました。これにより、一度に多額のお金を支払う必要がなくなります。

○所得によって自己負担限度額が異なるため(下の表を参照ください)、あらかじめ役場から『限度額適用認定証』の交付を受けて、病院や薬局などの窓口で保険証と一緒に提示することで適用になります。(70~74歳の方は高齢受給者証も必要です)

【自己負担限度額】※月額

▶70歳未満の方

所得区分	限度額	4回目以降の限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得が600万円を超える世帯)	15万円 + (総医療費-50万円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

▶70歳以上の方

所得区分	外来(個人単位)の 限度額	入院+外来(世帯単位)の 限度額	4回目以降の限度額
現役並み所得者 (課税所得が145万円以上であるなど 窓口負担3割の方)	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000 円) × 1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	適用なし
住民税 非課税	低所得Ⅱ (Ⅰ以外の方)	24,600円	
	低所得Ⅰ (年金収入のみの方の場合、 年金80万円以下など 総所得0円の方)	8,000円	

※4回目以降の限度額は、過去1年間に高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。

※70歳以上で住民税課税世帯の方は『限度額適用認定証』の交付は受けられません。



問い合わせ先/役場保健福祉課医療保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)